

会社概要

Corporate data

2010年7月1日現在

会社名：株式会社エイジェック (AGEKKE CORPORATION)

本社：〒163-0646 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F
(46F Shinjuku Center Building, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-0646, Japan)

電話番号：03-3349-8206 (代表)

代表取締役社長：古後 昌彦 (Masahiko Kogo)

設立：2001年 (平成13年) 9月26日

資本金：1,000万円

事業登録：一般労働派遣事業 般13-080672
有料職業紹介事業 13-ユ-300907
一級建築士事務所 東京都、大阪府、福岡県
第一種貨物利用運送事業許可 関自貨第875号
警備業 大阪府公安委員会第62002449号



業績

Financial Results

エイジェック	2007年	2008年	2009年
単体売上高	257億円	284億円	170億円
エイジェックグループ	2007年	2008年	2009年
連結売上高	266億円	300億円	202億円

関連会社

Subsidiary Companies

【国内】

株式会社 高島テクノロジーセンター
株式会社 ユニバーサル建設
株式会社 エイジェック警備保障
株式会社 エイジェックストアマネジメント
株式会社 エイジェックソフトウェア
株式会社 エイジェックトータルワーク
株式会社 フィールドプランニング
株式会社 エイジェックフレンドリー

【海外】

(韓国)
AGEKKE KOREA CORPOTRATION
(ロシア)
AGEKKE RUSSIA LLC.

雇用開発センター

Employment development center

全国に広がる雇用開発ネットワーク

九州・沖縄エリア

福岡県
福岡雇用開発センター
北九州雇用開発センター

大分県
大分雇用開発センター

熊本県
熊本雇用開発センター

佐賀県
佐賀雇用開発センター

沖縄県
沖縄雇用開発センター

関西エリア

京都府
京都雇用開発センター

大阪府
大阪雇用開発センター

兵庫県
神戸雇用開発センター
尼崎雇用開発センター
姫路雇用開発センター

中国・四国エリア

広島県
広島雇用開発センター

香川県
高松雇用開発センター

東京神奈川エリア

東京都
新宿雇用開発センター
丸の内雇用開発センター
東京雇用開発センター
八王子雇用開発センター

神奈川県
横浜雇用開発センター
川崎雇用開発センター
厚木雇用開発センター

東海エリア

静岡県
静岡雇用開発センター
沼津雇用開発センター
浜松雇用開発センター

愛知県
名古屋雇用開発センター
岡崎雇用開発センター
一宮雇用開発センター

岐阜県
可児雇用開発センター

関東エリア

栃木県
小山雇用開発センター

千葉県
千葉雇用開発センター

埼玉県
大宮雇用開発センター
本庄雇用開発センター

甲信越北陸エリア

新潟県
新潟雇用開発センター
長岡雇用開発センター
上越雇用開発センター
糸魚川雇用開発センター

長野県
長野雇用開発センター
伊那雇用開発センター

山梨県
甲府雇用開発センター

富山県
富山雇用開発センター

北海道東北エリア

北海道
札幌雇用開発センター

山形県
山形雇用開発センター

宮城県
仙台雇用開発センター
古川雇用開発センター
大河原雇用開発センター

福島県
福島雇用開発センター
郡山雇用開発センター
白河雇用開発センター

海外拠点

Overseas offices

ロシア
Russia
AGEKKE RUSSIA LLC. (モスクワ)

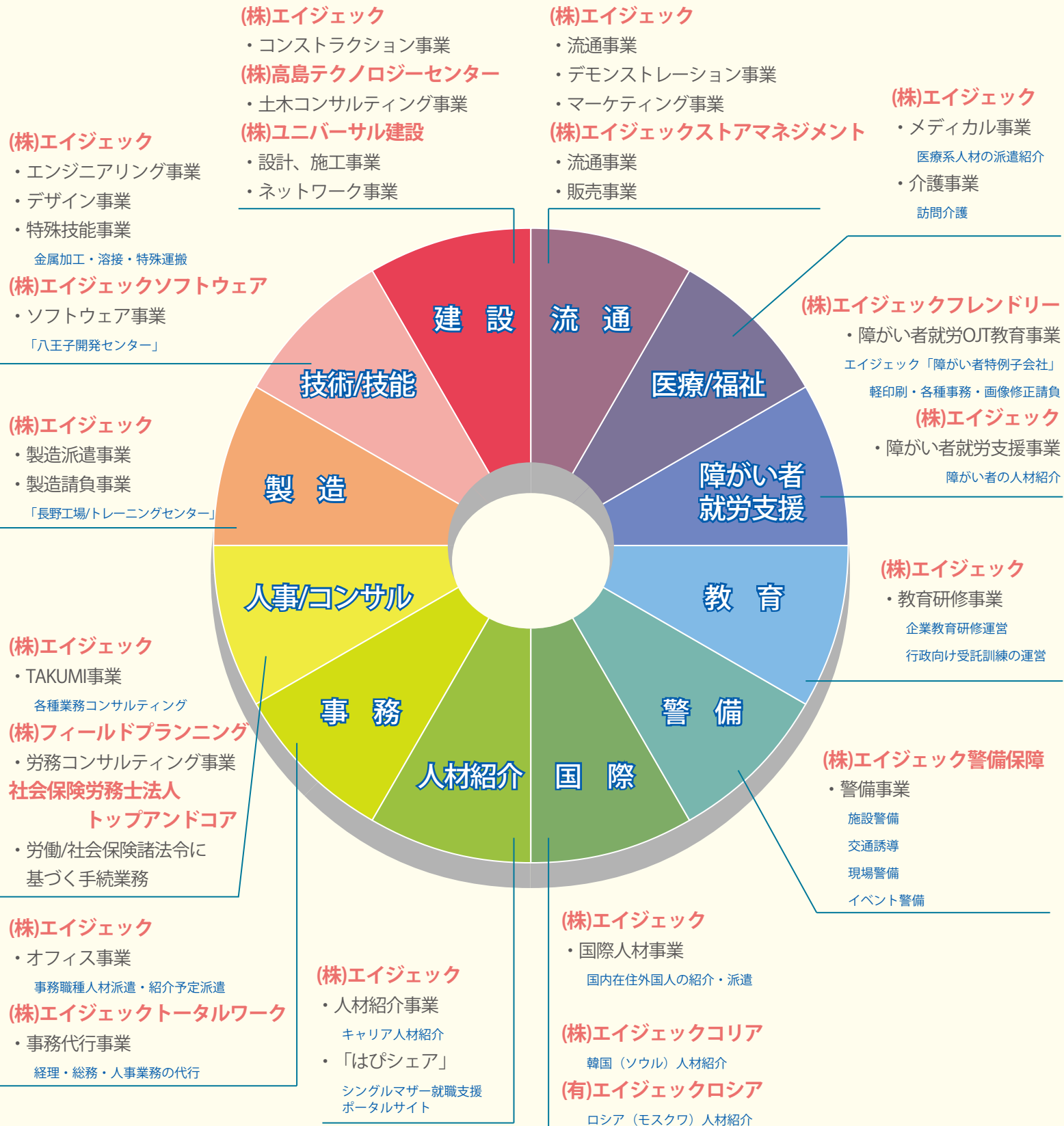
韓国
Korea
AGEKKE KOREA CORP. (ソウル)

OJT 教育拠点

OJT center

工場 / 開発センター
長野工場・トレーニングセンター
八王子ソフトウェア開発センター

多様な産業・職種で雇用開発に取り組んでいます。



コンプライアンス安心宣言

エイジェックでは事業運営の全てにおいてコンプライアンスの徹底に取り組んでおります
「当たり前の事を当たり前」それがエイジェックの約束です

就業規則の作成義務(労働基準法第89条)

- ・事業所毎に就業規則を作成し、労働基準監督署長へ届けています。

適正な労働契約の締結(労働基準法第15条)

- ・個別労働契約は書面にて取交しております。

賃金支払いの5つの原則(労働基準法第24条)

- (1)通貨で (2)直接労働者に (3)その全額を (4)毎月1回以上 (5)一定期日に支払っています。

時間外労働の限度に関する基準(労働基準法第36条)

- ・事業所ごとに36協定を締結し、労働基準監督署長へ届出しています。
- ・有効期間は1年とし、遅滞なく更新締結を行なっています。

社会保険加入

- ・強制適用事業所の義務として、健康保険・厚生年金・雇用保険に全社員が加入しています。

労働安全衛生法上必要な資格者の設置と措置

- ・衛生管理者・産業医・安全管理者・安全衛生推進者の適正配置をしています。
- ・安全衛生管理規定を制定し、安全衛生委員会を組織しております。
- ・週40時間を超える労働が、1ヶ月当たり100時間を超えた労働者には、産業医による面接指導を実施しています。
- ・週40時間を超える労働が、1ヶ月当たり80時間を超えた労働者には、産業医による面接指導を促しています。

雇入時・定期健康診断

- ・常用雇用社員の雇入時の健康診断と、全社員に対し1年ごとに1回、定期的に健康診断を実施しています。
- ・定期健康診断実施後は遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署長へ届出しております。

一般労働者派遣事業(般13-080672)

- ・事業主管轄労働局(東京労働局)を經由し厚生労働大臣許可を得ております。
- ・派遣元責任者の要件判断及び、資格者管理、派遣元責任者講習受講証明書管理は本社で行なっています。
- ・毎年12月末日までに、派遣許可事業所毎に事業報告書を厚生労働大臣に提出しております。
- ・労働者派遣契約のフローに則った手順にて、労働者を派遣いたします。
 - ①派遣受入期間の制限に抵触する日の通知受領 ※自由化業務の場合
 - ②労働者派遣契約の締結
 - ③派遣予定者へ就業条件の明示
 - ④派遣労働者の通知
- ・派遣元管理台帳を適正に作成し、保存しております。
- ・適用除外業務(港湾・建設・警備など)に派遣事業を行っていません。
- ・雇用関係がない労働者の派遣は行なっていません。
- ・第三者の指揮命令のもとに労働させる二重派遣は行っていません。

有料職業紹介事業(13-ユ-300907)

- ・事業主管轄労働局(東京労働局)を經由し厚生労働大臣許可を得ております。
- ・有料職業紹介責任者の要件判断及び、資格者管理、有料職業紹介責任者講習受講証明書管理は本社で行なっています。
- ・求人受付手数料・紹介手数料は適正に設定しております。

個人情報の取扱

- ・個人情報保護規定を定め、プライバシーマークを取得しております。
- ・応募者並びに登録者の個人情報は、当社の個人情報の取扱方法にご理解を頂いた方から任意でご提供いただいております。
- ・お客様と締結した『契約書』並びにそこに記載されている、就業条件、業務内容、指揮命令系統に関する情報も、適正に管理しております。

入管法に則った外国人労働者雇用

- ・外国人労働者の雇用の際には、就労可能なビザの確認を行なった上で採用しております。
- ・雇用保険加入時に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届出しております。